

刑事特別研修要綱

平成3年3月12日

山口刑捜一第446号

(概 要)

本要綱は、刑事警察部門に所属する警察官の中から研修員を選抜して、実戦的な研修を行い、将来の刑事警察の中核となる優れた捜査官の育成を図ることを目的として定めたものである。

この要綱には、

研修期間

研修指導体制

研修方法

等が規定されている。